

契約各論

科目ナンバリング CIL-210

選択 2単位

露木 美幸

1. 授業の概要(ねらい)

この授業では、民法※1の範囲の中でも契約各論の部分を選び、民法典に記載されている13種類の契約モデル※2を学ぶ

※1民法は1050条に及ぶ莫大な数の条文であるが、1条から174条までの部分が民法総則、175条から724条の2までが財産法(物権法(物権総則・物権各論(占有権・所有権・用益物権・担保物権))・債権法(債権総則・債権各論(契約法(契約総則・契約各論)・不当利得法・不法行為法))、725条から1050条までが家族法(親族法(総則・各論)・相続法(総則・各論))に該当する。

※2民法典に記載されている13種類の契約モデル(典型契約)の種類としては贈与(549条-554条)、売買(555条-585条)、交換(586条)、消費貸借(587条-592条)、使用貸借(593条-600条)、賃貸借(601条-622条の2)、雇用(623条-631条)、請負(632条-642条)、委任(643条-656条)、寄託(657条-666条)、組合(667条-688条)、終身定期金(689条-694条)、和解(695条-696条)がある。

2. 授業の到達目標

- ①法律学の基礎的知識を身につけること。
- ②民法の契約法の全体像を俯瞰することにより、ビジネスの基本となる各種の契約の基礎を学ぶこと。
- ③保有財産に応じた各種の契約および契約内容に応じたリーガルリスクマネジメントを身に着けること。

3. 成績評価の方法および基準

期末試験50%

リフレクションシート50%

4. 教科書・参考文献

教科書

特になし。

参考文献

適宜紹介する。

5. 準備学修の内容

前の週のテーマに関する問題を自宅自習

6. その他履修上の注意事項

社会に出たら契約締結の毎日です。世の中には民法典が規律する13種類の典型契約だけではなく無数の種類の契約が存在しています。社会にでてからまごつかないように普段の生活から契約について考えていきましょう。

7. 授業内容

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 【第1回】 | はじめに
契約法の俯瞰 |
| 【第2回】 | 契約実務と契約各論
各種契約書の読み方、書き方、直し方 |
| 【第3回】 | 売買契約 |
| 【第4回】 | 交換契約・贈与契約 |
| 【第5回】 | 使用貸借契約 |
| 【第6回】 | 賃貸借契約① |
| 【第7回】 | 賃貸借契約② |
| 【第8回】 | 消費貸借契約 |
| 【第9回】 | 請負契約① |
| 【第10回】 | 請負契約② |
| 【第11回】 | 雇用契約 |
| 【第12回】 | 委任契約
準委任契約 |
| 【第13回】 | 寄託契約
消費寄託契約と消費貸借契約 |
| 【第14回】 | 組合契約・終身定期金契約・和解契約 |
| 【第15回】 | まとめ |